

令和8年度 公設民営・民設民営保育所指導監査提出資料

自主点検表 3 【処遇】

法人名				
法人本社所在地	〒			
施設名				
所在地	〒	川口市		
記入者名 職名・氏名	職名			
	氏名			
連絡先	電話			
	F A X			
	Eメール			
記入年月日	令和	年	月	日

川口市福祉部福祉監査課

自主点検表記入要領

1 自主点検表の対象

この点検表は、公設民営・民設民営保育所を対象としたものです。

2 記入方法

- (1) 「点検結果」欄の該当する回答を選択してください。
また、「記入欄及び点検のポイント」は必要事項を記入（□にチェック）し、点検内容を確認してください。
- (2) 原則、記入日時点の内容を記入してください。
- (3) 記入欄が不足する場合や、本様式での記入が困難な場合は、適宜、様式を追加してください。

3 根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
認可条例	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
確認条例	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
保育指針	保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）
虐待防止条例	川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】																												
<p>1 入所者の状況</p> <p>(1) 定員を超えて入所していますか。</p> <p>(2) 私的契約児は入所中ですか。</p> <p>2 保育の全体的な計画・指導計画</p> <p>(1) 子どもの国籍、信条、社会的身分または保育に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしないよう徹底していますか。</p> <p>(2) 子どもの一人一人の人格を尊重して保育を行っていますか。</p> <p>(3) 全体的な計画を作成していますか。</p> <p>(4) 長期的（年・月）及び短期的（週・日）な指導計画を作成していますか。</p> <p>(5) 3歳未満児・障害のある子ども等について、個別の指導計画を作成するなど必要な配慮をしていますか。</p> <p>(6) 指導計画に基づく保育内容の見直しを行い改善を図っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>令和8年 月 1日 現在</p> <p>認可定員 人</p> <p>利用定員 人</p> <p>現員 人</p> <p>(利用定員に対する比率 %)</p> <table border="1" data-bbox="663 443 1211 566"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○私的契約とは、市町村からの委託以外で独自に児童を受け入れている場合です。</p> <p>○全職員の共通認識の下で全体的な計画を編成してください。</p> <p>→ 作成しているものをチェックしてください。</p> <p>【長期的な指導計画】</p> <p><input type="checkbox"/> 年間計画 <input type="checkbox"/> 月案</p> <p>【短期的な指導計画】</p> <p><input type="checkbox"/> 週案 <input type="checkbox"/> 日案</p> <p>【食育計画】 <input checked="" type="checkbox"/> あり・なし</p> <p>○指導計画は、保育の全体的な計画に基づき保育実践の具体的な方向性を示したものとしてください。</p> <p>○指導計画には、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定してください。</p> <p>○食育の計画は、保育の全体的な計画及び指導計画の中に位置づけてください。</p> <p>○3歳未満児、障害のある子ども等について、一人一人の子どもの状態に即した保育が展開できるよう個別の指導計画を作成してください。</p> <p>→見直しの方法を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	利用定員							現員							保育士							<p>●確認条例第22条</p> <p>保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児福第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）</p> <p>●認可条例第10条</p> <p>●確認条例第24条</p> <p>●認可条例第5条第1項</p> <p>●保育指針第1章1(5)</p> <p>●認可条例第37条</p> <p>●確認条例第15条第4項</p> <p>●保育指針第1章3(1)</p> <p>【全体的な計画】</p> <p>●認可条例第37条</p> <p>●保育指針第1章3(2)、第3章2(1)ウ</p> <p>【指導計画】</p> <p>【食育の計画】</p> <p>●保育指針第1章3(2)イ(ア)、キ</p> <p>【個別指導計画】</p> <p>●保育指針第1章3(3)エ</p>
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳																									
利用定員																															
現員																															
保育士																															

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>3 保育内容等の自己評価</p> <p>(1) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通じて、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通じて、その専門性の向上や保育実践の改善に努めていますか。</p> <p>(2) 保育所自ら業務の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p>(3) 保育所としての自己評価の結果の公表に努めていますか。</p> <p>(4) 定期的に外部の者による評価(第三者評価)を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>○保育士等の自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮してください。</p> <p>○自己評価における自らの保育実践の振り返り等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めてください。</p> <p>→ 直近の実施日 令和 年 月 日</p> <p>○評価に当たっては、地域の実情や事業所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組んでください。</p> <p>○評価に関しては、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいとされています。</p> <p>→ 「いる」場合は、<input type="checkbox"/>にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者会等で説明 <input type="checkbox"/> 保護者へ配布 <input type="checkbox"/> 園内掲示 <input type="checkbox"/> H P に掲載 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>○保育の質の向上を図るため、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めてください。</p>	<p>○保育指針第1章3(4)イ 保育所における自己評価ガイドライン (令和2年3月厚生労働省) 【職員自己評価表】</p> <p>●認可条例第40条第1項 ●確認条例第16条第1項</p> <p>○保育指針第1章3(4)イ 【保育所自己評価表】</p> <p>保育指針第1章3(4)イ</p> <p>○認可条例第40条第2項 ○確認条例第16条第2項</p>
<p>4 保護者に対する支援</p> <p>(1) 保護者に対して、送迎時の対話や園だより等を通じて保育の内容や子どもの様子などを知らせていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 園だより 発行回数： 年 回 配布方法：</p> <p><input type="checkbox"/> 個別の連絡帳 <input type="checkbox"/> 保護者懇談会等</p>	<p>○認可条例第38条 ○保育指針第4章2【連絡帳】 【園だより】</p>
<p>(2) 保護者からの相談に応じる体制があり、適切な助言を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>		<p>○認可条例第39条 ●確認条例第17条 ○保育指針第4章2</p>
<p>(3) 地域の子育て家庭への支援を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>・地域の子育て家庭への支援の例 子育て相談、園庭開放等</p>	<p>○認可条例第39条 ○保育指針第4章3</p>
<p>5 保育の記録</p> <p>(1) 児童の処遇の状況を明らかにするため、児童票を整備し、保育の過程などを的確に記録し、保管していますか。</p> <p>(2) 施設長等は、児童票を閲覧し、保育内容を把握していますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>○保育の過程などの記録は、児童の家庭・健康・発達の状況、保育の経過などについて、的確に記録したものとしてください。</p> <p>○施設長等の所見を記録してください。</p>	<p>●認可条例第17条 ●確認条例第34条第2項 ●保育指針第1章3(3)エ 【児童票】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】												
(3) 児童票の保管及び秘密保持に留意していますか。	いる・いない	○児童票は、施錠できるロッカー等に保管してください。 ○児童票以外にも児童や家族の秘密保持に留意してください。	●認可条例第18条 ●確認条例第27条												
(4) 保育日誌等は、整備されていますか。	いる・いない	○日誌には、毎日必要事項を記録してください。	●確認条例第12条【保育日誌】												
6 小学校との連携															
(1) 就学に向けて保育所の子どもと小学校の児童との交流や職員の交流など小学校との連携を図っていますか。	いる・いない	○就学に際して、小学校を訪問したり小学校と交流する機会を設けるなど、保育所と小学校の円滑な接続を図ってください。	○確認条例第11条 ○保育指針第2章4(2)												
(2) 「保育所児童保育要録」の写しを小学校に送付し、原本を保管していますか。	いる・いない	<p>・保管期間 <input type="text"/> 年</p> <p>○保育所児童保育要録は、保育の記録や評価からポイントとなる記載を簡潔に的確に記していく必要があります。</p> <p>○通知では、「小学校を卒業するまでの間保存することが望ましい」とされています。</p>	○保育指針第2章4(2) 保育所保育指針の適用に際しての留意事項について（平成30年3月30日 子保発0330第2号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知） 【保育所児童保育要録】												
7 保育時間等の状況															
(1) 地域の保育ニーズに応じた保育時間が確保されていますか。	いる・いない	<table border="1" data-bbox="663 1025 1211 1238"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平 日</th> <th>土 曜 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 所 時 間</td> <td>: ~ 時間 :</td> <td>: ~ 時間 :</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間 (早朝)</td> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間 (夕方)</td> <td>: ~ :</td> <td>: ~ :</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「開所時間」は延長保育時間を含めた時間、「延長保育時間」は保育標準時間を除いたものを記入してください。</p> <p>○開所時間は、運営規程と整合させてください。</p>	区分	平 日	土 曜 日	開 所 時 間	: ~ 時間 :	: ~ 時間 :	延長保育時間 (早朝)	: ~ :	: ~ :	延長保育時間 (夕方)	: ~ :	: ~ :	●認可条例第36条 【運営規程】 【勤務割表】
区分	平 日	土 曜 日													
開 所 時 間	: ~ 時間 :	: ~ 時間 :													
延長保育時間 (早朝)	: ~ :	: ~ :													
延長保育時間 (夕方)	: ~ :	: ~ :													
(2) 日祝日以外に休園した日はありますか。(年末年始を除く。)	ある・なし	<table border="1" data-bbox="663 1344 1211 1473"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>※休園した日を記入してください。</p>	年月日	理 由							【行事予定表】 【保育日誌】				
年月日	理 由														
(3) 土曜閉園を行っていますか。	いる・いない	→土曜閉園日について記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 毎週 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 隔週 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 第 土曜日	【行事予定表】 【出勤簿】												
(4) 土曜日等に共同保育を実施していますか。	いる・いない 該当なし	→「いる」と回答した場合、チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 実施施設 <input type="checkbox"/> 依頼施設 <input type="checkbox"/> 施設間の協議 <input type="checkbox"/> 市（子ども総務課）との事前協議 <input type="checkbox"/> 保護者同意の取得 <input type="checkbox"/> 内容変更届出書の提出（運営規程）	土曜日共同保育の実施について（令和3年8月4日川子総第29号川口市子ども部子ども総務課長通知） 土曜日共同保育の運用の変更について（令和6年11月19日事務連絡川口市子ども部子ども総務課長）												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>8 給食の状況</p> <p>(1) 食事の提供は、施設内で調理する方法により行っていますか。</p> <p>(2) 給与栄養量の目標を設定していますか。</p> <p>(3) 献立表を作成し、保護者に提示していますか。</p> <p>(4) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)等について配慮していますか。</p> <p>(5) 児童の年齢・特性等に合わせ提供する食事の大きさ、内容、飲み込みやすさ等に留意し誤嚥・窒息等を起こさないよう十分配慮していますか。</p> <p>(6) 食物アレルギーの児童への対応は、保護者の申し出だけでなく、嘱託医等の医師の意見及び指示に従って行っていますか。</p> <p>(7) 給食は、適切な時間に提供されていますか。</p> <p>(8) 検食は適切に行われていますか。</p> <p>(9) 検食簿を作成していますか。</p> <p>(10) 給食日誌は適切に記録されていますか。</p> <p>(11) 児童の栄養状態や摂食量、残食量等の把握により、栄養目標の達成度を評価し、その後の食事計画や献立の改善に役立っていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>→外部搬入の方法で行っている場合、搬入施設について記入してください。</p> <p>施設の名称 []</p> <p>所在地 []</p> <p>○献立はできる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものとしてください。</p> <p>○食品の種類及び調理方法は、栄養、児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものとしてください。</p> <p>→配慮の内容を記入してください。 []</p> <p>食物アレルギー対応が必要な児童 [] 人 (□にチェックをしてください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者からの申出書の整備</p> <p><input type="checkbox"/> 嘱託医等の医師の意見書等の整備</p> <p>又は</p> <p><input type="checkbox"/> 医師の診断に基づいたアレルギー疾患生活管理指導表の整備</p> <p>副食・おやつ ([] 時頃)</p> <p>昼食 ([] 時頃)</p> <p>副食・おやつ ([] 時頃)</p> <p>夕食等 ([] 時頃)</p> <p>○検食は、食事提供前に実施してください。</p> <p>○おやつ(市販の菓子や果物等を含む。)等、児童に提供する全ての食品について検食してください。</p> <p>○検食した時間、検食者、結果を記録してください。</p>	<p>●認可条例第14条第1項、第34条</p> <p>●認可条例第14条第2項</p> <p>●認可条例第14条【予定献立表】</p> <p>児童福祉行政指導監査実施要綱別紙1 2(2) (児童福祉行政指導監査の実施について(平成12年4月25日児発第471号))</p> <p>教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について(令和7年1月24日こども家庭庁ほか事務連絡)</p> <p>教育・保育施設等における食事中の誤嚥事故防止の再徹底について(令和6年11月29日こども家庭庁ほか事務連絡)</p> <p>●保育指針第3章2(2)ウ</p> <p>保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成31年4月厚生労働省)</p> <p>【保護者申出書】 【医師意見書等】</p> <p>社会福祉施設等における食品の安全確保等について(平成20年3月7日雇児総発第0307001号ほか厚生労働省課長通知)</p> <p>【検食簿】</p> <p>【給食日誌】</p> <p>児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について(令和2年3月31日子母発0331第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)</p> <p>【残食の記録】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
(12) 給食会議を開催し、会議録を作成していますか。	いる・いない	<p>○施設長を含む関係職員により定期的に開催してください。</p> <p>開催回数： <input type="text"/> 回 / 月 <input type="text"/> 回</p> <p>会議録： <input type="text"/> あり・なし</p>	<p>児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）</p>
(13) 給食を実施しない日はありますか。	ある・なし	<p>→実施しない日数 年 <input type="text"/> 回</p> <p>実施しない理由</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; width: fit-content;"> <p> </p> </div>	
9 調理の衛生管理			
(1) 調理従事者・調乳担当者の検便を月に1回以上行っていますか。	いる・いない	<p>調理従事者の検便実施回数</p> <p>年 <input type="text"/> 回</p> <p>調乳担当者の検便実施回数</p> <p>年 <input type="text"/> 回</p> <p>○腸管出血性大腸菌O157の検査を実施してください。（必要に応じて10月から3月には、ノロウイルスの検査を含めてください。）</p>	<p>●認可条例第15条第4項</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）（最終改正平成29年6月16日生食発0616第1号）</p> <p>【検便結果表】</p>
(2) 調理従事者や調理室・食品保管庫の衛生管理を適切に行っていますか。	いる・いない	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 調理従事者は、毎日の健康調査を行い、記録している。（嘔吐、下痢、発熱などの症状や手指等に化膿創があったときは調理作業に従事させないこと。）</p> <p><input type="checkbox"/> 調理従事者は、手指の洗浄と消毒を必要に応じて行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 手洗い設備には、石鹸、ペーパータオル、爪ブラシ、殺菌液等が設置されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 食品保管庫・冷凍冷蔵庫を清潔にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 包丁、まな板等は用途別及び食品別の使い分けをしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用水は、始業前及び調理作業終了後検査し、記録している。（点検項目） 色、濁り、におい、異物 等</p> <p><input type="checkbox"/> 受水槽（貯水槽）を設置している場合や井戸水等を殺菌、ろ過して使用する場合には、遊離残留塩素について、始業前及び調理作業終了後検査し、記録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 食器を消毒保管している。</p> <p><input type="checkbox"/> ガス漏れ警報機が設置されている。</p>	<p>●認可条例第13条第1項</p> <p>【給食日誌】</p> <p>【調理従事者衛生管理点検表】</p> <p>【調理施設の点検表】</p> <p>【使用水の点検表】</p>
(3) 検査用保存食は、原材料も含めて適切に保存されていますか。	いる・いない	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 検査用保存食は、原材料及び調理済み食品（ごはん、汁物、おかず、おやつ等施設で提供したもの全て）を食品ごとに、50g程度ずつ清潔な容器に入れて密閉し、調理日を記載して、-20℃以下で2週間以上保存している。</p> <p><input type="checkbox"/> 冷凍庫内の温度が外部から確認できない場合は、庫内に温度計を設置している。</p>	<p>【検査用保存食】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
(4) 給食原材料の発注手続きや調理前後の保管管理等について、適切に行っていますか。	いる・いない	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予定献立表に沿って食品を購入している。 <input type="checkbox"/> 発注書・納品書を整理し、保存している。 <input type="checkbox"/> 納品時に食品材料の検収を行い、その結果を記録している。 <p>(点検項目) 品質、鮮度、品温、異物の混入等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原材料の保管温度を適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 調理が終了した食品は速やかに提供している。 <input type="checkbox"/> 調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度は、病原菌の増殖を抑制するため10℃以下又は65℃以上で管理されている。 <input type="checkbox"/> 加熱調理食品は、中心温度を測定し、結果を記録している。(中心部3点以上測定。75℃で1分間以上加熱。ノロウイルス汚染の恐れのある食品の場合、85℃～90℃で90秒以上) 	<p>児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について(平成9年6月30日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)</p> <p>【予定献立表】 【発注書】 【納品書】 【検収記録簿】 【食品保管時の記録簿】</p> <p>【加熱加工の記録簿】</p>
(5) 保健所の立ち入り検査の結果を保管していますか。	いる・いない	<p>→直近の立ち入り検査年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>指導事項： <u>あり・なし</u></p> <p>指導事項及び改善状況： <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </p>	<p>【保健所指導文書等】</p>
10 調理業務委託 【調理を外部委託している場合のみ回答してください。】			
(1) 契約内容は適切となっていますか。	いる・いない	<p>○施設と受託業者の役割は明確にしてください。</p> <p>受託業者名： _____</p> <p>所在地： _____</p>	<p>保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)</p> <p>【調理業務委託契約書】</p>
(2) 受託業務の遂行が困難になったときの業務の代行保証について定めていますか。	いる・いない	<p>代行保証業者名： _____</p> <p>所在地： _____</p>	<p>【仕様書】</p>
(3) 栄養士又は管理栄養士による指導を受けていますか。	いる・いない	<p>栄養士又は管理栄養士</p> <p>氏名： _____</p> <p>所属： _____</p>	
(4) 調理業務従事者の健康診断、検便が適切になされていることを確認していますか。	いる・いない	<p>健康診断日</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>検便実施回数</p> <p style="text-align: center;">年 _____ 回</p> <p>○健康診断書の写しで健康状況を確認してください。 ○腸管出血性大腸菌O157の検査を実施してください。(必要に応じて10月から3月にはノロウイルスの検査を含めてください。)</p>	<p>【健康診断書】</p> <p>【検便結果表】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>1 1 入所児の健康管理</p> <p>(1) 医務室を設置していますか。</p> <p>(2) 医療器具、医薬品、衛生材料は整備され、その管理は適正に行われていますか。</p> <p>(3) 健康診断等は適切に行われていますか。</p> <p>(4) 疾病、体調不良、ケガ等に関する対応は、適切に行われていますか。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>○保育所では、入所児童の年齢に関係なく医務室の設置が必要です。</p> <p>○ベッドはすぐに使える状態にしてください。</p> <p>○児童が静養できる環境を整えてください。</p> <p>○医薬品の使用期限を管理してください。</p> <p>・健康診断実施日（直近2回分を記入）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>・歯科検診実施日</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>○少なくとも1年に2回以上の健康診断を実施してください。</p> <p>○健康診断の結果は、適正に記録し、保育に活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしてください。</p> <p>○病気等で欠席の場合に、嘱託医への直接受診等の対応を行ってください。</p> <p>→当日欠席児への対応方法を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">[]</p> <p>○児童の健康に関する保健計画を作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の児童の健康の保持及び増進に努めてください。</p> <p>○入所初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意を行ってください。</p> <p>○保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や児童のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行ってください。</p> <p>○看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ってください。</p>	<p>●認可条例第33条</p> <p>●保育指針第3章1(3)エ</p> <p>●認可条例第13条第4項</p> <p>●認可条例第15条第1項</p> <p>学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第2章第2節 ●保育指針第3章1(2)イ</p> <p>【定期健康診断表】 【歯科検診票】</p> <p>●保育指針第3章1(2)7、(3)</p> <p>保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について（平成25年1月18日事務連絡 厚生労働省）</p> <p>【保健計画】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】												
<p>(5) 感染症の発生予防対策は、保育指針及び「保育所における感染症対策ガイドライン」により、適切に行われていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><職員及び児童の健康状態の把握></p> <p><input type="checkbox"/> 日頃の手洗・うがいの励行</p> <p><input type="checkbox"/> 平熱の把握及び毎日の健康観察</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病等による欠席理由の把握 (日誌や保育園サーベイランスでの記録)</p> <p><下痢・軟便時の排泄ケア></p> <p><input type="checkbox"/> 決められた場所でのおむつ交換 (激しい下痢のときは、保育室を避ける)</p> <p><input type="checkbox"/> おむつ交換専用シートの使用</p> <p><嘔吐時の対策・ケア></p> <p><input type="checkbox"/> 嘔吐物の処理用備品の備え</p> <p><input type="checkbox"/> 感染症が疑われる場合の医務室等での静養</p> <p><汚染区域と清潔区域の区別></p> <p><input type="checkbox"/> 清潔区域外での排泄物・嘔吐物の処理</p> <p><input type="checkbox"/> 排泄物・嘔吐物を処理した場合の消毒</p> <p><マニュアルの整備></p> <p><input type="checkbox"/> 感染症対策マニュアルの整備</p> <p><感染症発生時の体制></p> <p><input type="checkbox"/> 保護者への連絡体制の確保</p> <p><input type="checkbox"/> 病児の保育体制の確保</p> <p><日頃の調乳やプールでの衛生管理></p> <p><input type="checkbox"/> 調乳器具の消毒と保管</p> <p><input type="checkbox"/> プールの水質管理 (残留塩素濃度の確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 保育室・寝具や園庭の衛生管理</p>	<p>○保育指針第3章1(3)イ</p> <p>保育所における感染症対策ガイドライン (こども家庭庁令和5年5月一部改訂)</p>												
<p>(6) 職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的を実施していますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>・研修実施日 令和 年 月 日</p> <p>・訓練実施日 令和 年 月 日</p>	<p>○認可条例第13条第2項</p> <p>保育所における感染症対策ガイドライン (こども家庭庁令和5年5月一部改訂)</p> <p>児童福祉施設における感染症対策マニュアル (令和4年3月31日)</p>												
<p>(7) 定期的に午睡中の乳児の状況を確認するなど、乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防を行っていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>・ブレスチェックの間隔を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="730 1422 965 1556"> <tr><td> </td><td>歳児</td><td>分</td></tr> <tr><td> </td><td>歳児</td><td>分</td></tr> <tr><td> </td><td>歳児</td><td>分</td></tr> <tr><td> </td><td>歳児</td><td>分</td></tr> </table> <p>○乳児の顔が見える位置に保育士を配置し、様子がわかる明るさを保ってください。</p>		歳児	分		歳児	分		歳児	分		歳児	分	<p>●保育指針第3章(2)イ</p> <p>教育・保育施設における睡眠中の安全確保の徹底について (令和6年2月8日事務連絡こども家庭庁)</p> <p>【ブレスチェック表】 【午睡時安全確認表】</p>
	歳児	分													
	歳児	分													
	歳児	分													
	歳児	分													
<p>12 虐待等への対応</p> <p>(1) 児童に対し、虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。</p> <p>(2) 児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を講じていますか。</p>	<p>いない・いる</p> <p>いる・いない</p>	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待防止責任者の設置</p> <p><input type="checkbox"/> 虐待防止研修の実施</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>●認可条例第11条</p> <p>●確認条例第25条</p> <p>○確認条例第3条第4項</p>												

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
(3) 児童の身体の状態、情緒面、行動、養育の状態及び家族の態度等に十分注意して観察や情報収集を行っていますか。	いる・いない		●保育指針第3章1(1)
(4) 保護者に育児不安等が見られる場合について、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めていますか。	いる・いない		○保育指針第4章2(3)イ
(5) 不適切な養育等が疑われる場合、必要に応じて児童相談所や市町村、関係機関と連携し、社会資源を生かしながら個別の支援を行っていますか。	いる・いない	○市や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ってください。	●保育指針第3章1(1)ウ ●保育指針第4章2(3)イ
(6) 虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待防止に関する施策に協力していますか。	いる・いない	○児童虐待に対して組織的対応を図ってください。 ○児童虐待に関する事実関係を具体的に記録するよう努めてください。 ○虐待対応に関するマニュアルを整備し、活用してください。 ○地域の専門機関や専門職と関係を深めてください。また、個別ケース会議への出席等、情報提供や連携体制の構築に努めてください。	●児童虐待防止法第5条第1項、第2項 ●虐待防止条例第6条第2項 子ども虐待対応の手引き（こども家庭庁） 保育所保育指針解説 【虐待に係る記録】 【虐待発生時対応マニュアル】
(7) 入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した場合、速やかに、市又は児童相談所に通告していますか。	いる・いない 該当なし	○虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ってください。 ※ 入園児虐待とは以下に該当することを指します。 ① 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。 ② 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 ③ 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 ④ 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	●児童福祉法第33条の12 ●児童虐待防止法第6条 ●保育指針第4章2(3)イ 保育所等における虐待等に関する対応について（令和4年12月7日事務連絡 厚生労働省ほか）
13 保育環境、安全管理の状況			
(1) 所内の衛生管理、適切な温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努めていますか。	いる・いない		●認可条例第5条第6項 ○保育指針第3章3(1)

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
(2) 安全計画を策定していますか。	いる・いない	<p>○安全計画では、保育所等の設備の安全点検の実施に関する事、保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時、散歩等の園外活動時など施設外での活動、取組等においても安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等を確実にするための職員への研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められています。</p> <p>○施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュールを定めてください。</p>	<p>●認可条例第6条の2第1項</p> <p>【安全計画】</p> <p>保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日事務連絡 厚生労働省子ども家庭局保育課）</p>
(3) 職員に対し、安全計画について周知していますか。	いる・いない	<p>→周知方法を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	<p>●認可条例第6条の2第2項</p>
(4) 職員に対し、安全計画に規定する研修や訓練を定期的実施していますか。	いる・いない	<p>○職員に安全計画を周知するとともに、研修や訓練を定期的実施してください。</p>	<p>●認可条例第6条の2第2項</p> <p>【研修・訓練記録】</p>
(5) 保護者に対し、安全計画の取組の内容等について周知していますか。	いる・いない	<p>→周知方法を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; width: 100%; height: 40px; margin-top: 10px;"></div> <p>○入園時等の機会において説明を行うなどにより、利用児童の保護者等に対し、児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を周知してください。</p>	<p>●認可条例第6条の2第3項</p>
(6) 安全計画は定期的に見直しを実施し必要に応じて変更していますか。	いる・いない		<p>●認可条例第6条の2第4項</p>
(7) 事故の予防・再発防止のための体制整備は行われていますか。	いる・いない	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の行動や予想される事故等を見通した事故防止マニュアルを整備し、職員間で共有している。</p> <p>※ マニュアルに記載する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠中 ・プール活動（水遊び） ・誤嚥（食事） ・誤嚥（玩具、小物） ・食物アレルギー <p><input type="checkbox"/> 予想される事故等を見通して、環境整備及び保育士の配慮すべき事項を整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の安全管理に関して、職員の役割が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故発生の防止のための委員会（事故の原因究明や再発防止策などの検討）を設置し、定期的開催している。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故発生防止のための研修を定期的に行っている。</p>	<p>○認可条例第5条第7項</p> <p>●確認条例第32条第1項</p> <p>●保育指針第3章3(2)教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日府子本第192号ほか）</p> <p>教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（令和8年3月30日成安第46号ほか）</p> <p>【事故防止マニュアル】</p> <p>【事故防止委員会等の議事録】</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等【確認資料】
<p>(8) 事故防止のための職員のスキルアップ等は図られていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童の思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（ヒヤリ・ハット事例）の収集や分析を行っている。 <input type="checkbox"/> 事故・災害の発生に備え、緊急時の対応マニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を行っている。 <input type="checkbox"/> 事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。 <input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残している。 <input type="checkbox"/> 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。 <input type="checkbox"/> AEDを設置している。 <input type="checkbox"/> AEDを点検している。 <input type="checkbox"/> AEDを職員が使用できる。 	<p>●確認条例第32条第2項、第3項、第4項</p> <p>【ヒヤリ・ハット事例】</p> <p>【事故・災害発生時の対応マニュアル】</p> <p>【研修・訓練記録】</p> <p>【事故報告書】</p> <p>【AED点検記録】</p>
<p>(9) 日常の安全管理は、適切に行われていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>○定期的に施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を点検し、記録してください。</p>	<p>児童福祉施設等における児童の安全の確保について〔児童福祉法〕（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省課長通知）</p> <p>【遊具等の安全点検表】</p>
<p>(10) 保育所の所外活動に対する安全確保はなされていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 移動（散歩）経路は安全な経路になっている。 <input type="checkbox"/> 危険な場所、設備等を把握している。 <input type="checkbox"/> 引率者は、参加児童数、移動場所に応じて十分な人数となっている。 <input type="checkbox"/> 携帯電話等の連絡体制がある。 	<p>○認可条例第5条第7項</p> <p>●保育指針第3章3(2)</p> <p>保育所等における園外活動時の留意事項について（令和元年6月21日事務連絡 厚生労働省）</p> <p>保育所等の園外活動時における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について（令和4年4月11日事務連絡 厚生労働省ほか）</p> <p>【所外活動記録】</p> <p>【散歩マップ】</p>
<p>(11) 所外活動等児童の移動のために自動車を運行する際は児童の乗車及び降車時に点呼等児童の所在を確実に把握できる方法で、児童の所在を確認していますか。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>→具体的な確認・記録方法を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	<p>●認可条例第6条の3</p>
<p>(12) 不審者が立ち入った場合などの緊急時の体制は整備されていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>○不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応を図ってください。</p>	<p>●保育指針第3章3(2)ウ</p>

自主点検項目	点検結果	記入欄及び点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】
(13) プール活動・水遊びを行う場合に事故防止対策を徹底していますか。	いる・いない	<p>→該当する項目にチェックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保育指導者と別に監視者を配置している。 <input type="checkbox"/> 事前に健康状態を確認している。 <input type="checkbox"/> 水深等を確認している。 <input type="checkbox"/> 残留塩素濃度を確認している。 <p>○プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ①監視者は監視に専念する。 ②監視エリア全域をくまなく監視する。 ③動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。 ④定期的に視線を動かしながら監視する。 ⑤十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。 ⑥時間的余裕をもってプール活動を行う。 	<p>●保育指針第3章3(2)イ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年3月)</p> <p>教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について(令和7年6月3日事務連絡 子ども家庭庁ほか)</p> <p>【プール日誌】</p>
(14) 熱中症事故を防止するために必要な対策を講じていますか。	いる・いない	<p>→該当するものにチェックしてください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暑熱環境においては、暑さ指数等を用いて活動実施に関する判断を行っている。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えている。 	
(15) 保育所の管理下での事故に備えて、賠償責任保険等に加入していますか。	いる・いない	<p>→保険の概要を記入してください。</p> <p>保 険 会 社 名 : _____</p> <p>保 険 の 種 類 及 び 内 容 : _____</p> <p>加 入 期 間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p>	<p>【賠償責任保険証書】</p>